

令和5年度 栃木市入札適正化委員会 第1回会議 議事概要

1. 日 時 令和5年8月28日（月）午後1時35分から午後3時35分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員
事務局 経営管理部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課副主幹兼検査係長
契約検査課契約係職員2名
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(2) 抽出事案についての審議
(3) その他
5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題（1）】	
(委員長)	事務局から報告をお願いします。
(事務局)	令和5年1月1日から6月30日までの6か月間の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。 総契約件数が93件、契約金額は37億7,669万6千円である。内訳は、条件付一般競争入札が48件、契約金額は34億6,313万円。指名競争入札が45件、契約金額は3億1,356万6千円である。落札率の欄はそれぞれの平均値である。全体の平均落札率は95.77%、条件付一般競争入札では95.81%、指名競争入札では95.72%であった。 令和5年1月1日から6月30日の期間における指名停止は、2件、2者であった。両件とも、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたことによるものである。 建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。
<質疑応答>	
(委員)	指名停止の理由の建設業法違反とは何を違反したのか。
(事務局)	資格がない者を配置した。
(委員長)	監理技術者という制度があり、例えば1級土木施工管理技士に合格しても、その資格があるというだけで、監理技術者の資格を持っていないと、公共工事の責任者になれない。

昭和20年代の建設業法ができた当時は、誰がやっても構わない状況だったので、地方の営業所長などは、軽い気持ちで人事を配置するようなこともあったが、ある時期から監理技術者の制度が整備された。

営業停止を受けた業者は、単純ミスだと思われる。

(委員) 最近、技術者を配置できないという理由で契約を辞退するケースは確かにある。

例えば工事中に従業員が怪我をして指名停止になったときは具体的な理由が書かれていたが、今回は法令違反と書かれているのみで、具体的な理由が分からない。理由が分かるように記載していただきたい。

(委員長) 理由は営業停止だが、栃木市としては、この案件に関しては指名停止の処分をした、ということによいか。

(事務局) そのとおり。他の発注機関の営業停止命令の情報を受け、本市の入札参加資格者名簿に掲載されていることから、指名停止をしたものである。

資料については、次回から具体的な指名停止理由を記載するよう整える。

<審議結果>

～了承～

【議題(2)】

(委員長) 抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。

(委員) 今回抽出した4件について、抽出理由を説明する。

条件付一般競争入札について、1件目は「公共下水道雨水渠調整池基盤整備工事(永野川左岸第1排水区)その2」。高額であること、応札可能者数が多いにもかかわらず、参加者数が3企業体で少なかったことから抽出した。2件目は「高機能消防指令センター整備工事」。高額であること、応札可能者数がかなり多いにもかかわらず、参加者数が1者のみであり、1者入札の場合の市の考え方をお聞きしたい。

指名競争入札について、1件目は「市道2051号線 側溝修繕工事」。指名業者数の6者のうち5者が辞退し、かつ落札率100%となっており、競争入札の条件を満たしているのか疑問を感じた。2件目は「大平文化会館屋上防水改修工事」。本入札への参加資格がないため無効となった者が1者いる。なぜ入札参加資格が無い者が入札するというような状況になったのか、事情を知りたい。

(委員長) 抽出事案①について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案①「公共下水道雨水渠調整池基盤整備工事(永野川左岸第1排水区)その2」を資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯(工種、格付、建設業の許可、地域要件、配

置技術者、応札可能業者数)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率)～参加者数が少ない理由として、工事内容や規模から、入札参加形態を特定JVとし、入札参加の要件を地元企業の育成や受注機会の確保の観点から市内業者としたことや、対応できる格付等を設定したところ、入札に参加できる特定JVは、最大で13JVが結成可能であったが、JVを結成するにあたり、それぞれの業者の相性等もあることから、入札参加業者数は3JVになったものと思われる。

(委員) 雨水渠調整池というのはどのようなものか。

(事務局) この地域に降った雨水が一気に河川に流れないよう、一旦水を貯めて、徐々に河川に流していくものだと認識している。

(事務局) 市内については、永野川沿いや巴波川沿いに今建設中のものと、これから調査をしていずれ建設するものがある。

(委員) 昔は大雨のたびに水害が発生して大変な場所だったが、この規模で、この前の台風の時の大雨の雨量に対して十分対応できる大きさなのか。

(事務局) ここ1カ所だけではなく、市では他にも調節池を作っている。河川管理者である県は永野川の改修工事をしており、県と市で協力して全体で、今災害対策に取り組んでいる。

(委員) 地域要件の理由のところに地元企業の育成および受注の確保ということが挙げられている。今は災害対応を万全にする方針があり、災害の大規模化に伴って、応札可能業者がどのぐらい市内で確保できれば対応ができるのか、応札業者をもっと育成しておきたいとか、判断基準は何かあるのか。

(事務局) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、地方公共団体には地元の中小企業の受注機会の確保が求められる。地元の建設業者が落札することによって、市内業者から建設資材を購入する、市内業者に下請けを出すといったことで、市内経済の活性化を図ることも一つの役割である。

一方で、競争性の確保と地元業者の受注機会確保のバランスをどのように取るかも非常に求められる。一般競争入札に付する場合は、応札可能業者が10者以上と定めており、今回のケースは、計算上最大で13JVが結成可能であったことからこの要件で執行した。

参加者数が3者となった理由としては、県も永野川の改修工事を発注しており、受注している業者の中には、本市のAランクの市内業者も多く、技術者の配置の関係で難しくなっているのではないかと考えられる。

(委員) 県工事の受注も考慮すると、24者ではまだ安心できないという状況か。

(事務局) そのとおり。

(委員長) 地質調査のボーリングと土質試験の効果の確認はされたか。目的は。

(事務局) 事務局では確認を取っていない。

(委員長) 安定処理を行っているので、何らかの目的があってボーリングをしたのではないかと想像した。

本来、調査・試験には目的があり、発注者の方で別に発注し、その結果を見て、現場の施工は目標通りの強度があるかどうかを確認するのではないだろうか。そうすると、この工事は単に終わりましただけではなくて、効果の確認もした上で、竣工ということになるはずである。

現場サイドの方は、つつがなくやっており、そうでなければ引き渡しを受けないはず。考え方自体は問題ない。確認だけはしてほしい。回答は不要である。

(事務局) 承知した。

(委員) 特定JV方式にした理由は、規模の大きさか、技術的に難易度が高いからか。

(事務局) 要領では金額的要件と技術的要件を定めており、その両方である。

<審議結果> ～抽出事案①了承～

(委員長) 抽出事案②について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案②「高機能消防指令センター整備工事」を資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、その他の要件、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

応札可能業者数が多いのにも関わらず、参加者数が1者である理由として、高機能消防指令センターの主要機器を自社で製造を行っていることを入札参加資格としたことが挙げられる。本市の入札参加資格がある者で、主要機器を自社で製造を行っている者について、予め4者把握していたが、主要機器の製造を自社で行っている者が他にもいる可能性があることを考慮し、地域要件を県外までとし、一般競争入札とした結果、応札可能業者数が83者となったが、入札者は1者となったものである。

(委員長) この工事はメンテナンスか、それとも新設か。

(事務局) 新設である。

(事務局) 競争入札における1者入札の場合の対応について、電子入札の場合、参加者が1者しかいなかった場合は中止せずに開札するという運用をしている。その根拠は、一般競争入札の場合、広く入札希望者を募ったにもかかわらず参加しないものは利益を放棄し、競争入札に敗れたと見るべき、ということが参考文献に示されており、入札者が1者となった場合でも競争性は失われてはいないと解釈できることによる。

(委員) 応札可能業者数について、自社製造やISO取得も含め、諸々の状況を満たすのが83者あったということか。これらの要件を満たす業者が、国内にこれほどあるのかという印象である。

(事務局) 自社製造及びISO取得の有無は、入札参加資格審査では確認できない情報であり、事後審査で確認をしている。そのため、83者とは電気通信工事の入札参加資格がある者の数である。この工事に対応できるのは、4者しかないのではないかとの認識は事前にあったが、競争性を担保するため83者全者が入札に参加できるような要件を設けた。

(委員) 資料を見ると、その他の要件の自社製造かつISOを満たす応札可能業者が83者だと読み取れる。誤解を招く。83者と4者では全然違うので、入札応札の関係とは異なる。誤解が生じないような記載が必要ではないか。

(委員) 地域要件がないということは、全国で83者という理解でよいか。

(事務局) 全国から栃木市に電気通信工事の入札参加資格申請を出している業者が83者である。

(委員) 主要機器を自社で製造していることを条件にした理由は。

(事務局) 市民の生命財産を守るための高機能指令センターであり、119番通報は一分一秒を争うものがある。万全を期すためにも自社で責任を持って、栃木市消防本部の仕様に合わせたものを作って納入できる業者である必要がある。

<審議結果> ～抽出事案②了承～

(委員長) 抽出事案③について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案③「市道2051号線 側溝修繕工事」を資料に基づき説明。
～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、

最低制限価格、落札金額、落札率)～

指名した6者のうち5者が辞退した理由として、予定価格と業者が積算した価格の折り合いがつかなかったこと、業者の受注件数の関係で、当該工事に配置できる技術者がいなかったことが考えられる。

落札率100%の理由としては、受注した業者が予定価格の100%で応札したところ、他の指名業者は応札しなかったため、結果として落札率が100%になったものと思われる。

(委員) 落札できなくても満額で出しておこうか、ということか。結果として落札率が100%になったということか。

(事務局) この工事は一度不調になり、これが2回目の入札である。
1回目の入札では全者辞退し、2回目の入札の際、別の業者に指名換えするときに、近隣の類似工事を落札率92.54%で請け負った当該業者を指名した。その近隣の類似工事を当該業者が落札した際も、当該業者以外は全者辞退したので、当該業者の思惑として、この工事でも自社以外辞退するのではないかと、試みに駄目元で予定価格の100%で入札してみるかと考えたのではないかと。

結果として、当該業者以外全者辞退し、落札率100%で落札になった。あまりいいこととは思えないが、現実的に起こったのが実情である。

(委員長) 不自然だけど合法であるということか。

(事務局) はい。

(委員長) 指名業者が辞退した場合は、どういう対応をしているのか。

(事務局) 辞退業者への対応というのは特にない。

(委員長) 例えば、次回は指名しないとか、そういうことはないだろうが、淡々と事務的に処理するということか。

(事務局) 全員不参加で不調になった場合、積算に間違いがなかったかどうか確認をして、設計に間違いがあった場合は、同じ業者を指名して再度やり直す。設計の違算がない場合は、今度は指名業者を総入れ替えしてやり直す。

(委員長) 辞退者が多いことと、案件の条件、仕様等について、一工夫した方がよかった、もう少し改善した方がよかった、という気持ちがあれば、先ほど発言のあったとおり一度工法を取り下げて、もう一度再入札するのがよい。

これだけ辞退が並ぶと、絵に書いたようなもので、外見上具合は悪い。

(事務局) 設計が甘かったのかとも思ったが、この件については、設計に間違いはなかった。他の案件で不調があったときは、工法自

指名競争入札で「入札参加資格がないため無効」となった理由については、指名業者に対し指名通知を出した後、当該業者の建設業許可が失効したことが判明し、そのことにより経営事項審査の有効期間が無効になったことが判明した。応札はあったが、入札参加資格がない者からの入札となり無効になったものである。

(委員長) 入札参加資格がないのに指名した理由は。

(事務局) 当初は入札参加申請があって、入札に参加できる状態だったため指名通知を出したところ、建設業の許可が失効していたことが判明した。公共工事を請け負うときは、経営事項審査を受けなければならないが、建設業の許可が失効すると経営事項審査の有効期間も無効になるため入札に参加できないことになる。

(委員長) 廃業したのではなく、実際は営業している、手続きを怠ったということか。

(事務局) 更新を忘れていたということだった。業者から応札はあったが、入札参加資格はないということで、無効とした。

(委員) 当該業者の応札価格はいくらだったのか。

(事務局) 無効の場合は開札しない。

(委員) ちゃんと手続きしていれば工事費がもっと安くなった。

(事務局) 可能性はあった。もし当該業者の入札金額が一番安い金額であれば、市にとっても当該業者にとっても不利益を被ったことになる。

(委員) 当該業者は、経審を出してないだけで、建設業の許可の更新手続きはやっているのか。

(事務局) 当該業者は、去年の5月に建設業の許可の更新手続きをしなくてはならなかったが失念した。市としては、入札参加資格者名簿に載っている業者は、更新手続きは当然やるべきものとしており、名簿掲載期間中に建設業の許可が失効するといったことは想定していない。指名基準に従って指名をしたところ、あることがきっかけで、去年の5月に更新を失念しており手続きをしていないことが判明した。

その後、改めて更新の手続きをして、今はまた建設業の許可を受けたが、一度名簿からは落ちてしまったので、当該業者は現在栃木市の入札参加資格はない。

(委員長) いろいろな資格が、5年とか10年とかのインターバルで切り替わる。社長はともかく、それらを管理する事務方が会社にいなくては。建設会社には本来いるはず。

(委員長) 他のお客様では資格が切れたまま仕事をしていたのか。

(事務局) 当該業者は、1件だけ市発注工事を請け負っていた。それについては栃木県に確認し、建設業の許可が失効している状態だが、請け負っている仕事は最後までやらせるべきとのことだったため、工事担当課と契約検査課から、請け負っている仕事は責任持って仕上げなさいと指示した。1件だけである。

(委員長) 当該業者は、栃木市の工事を受注したことはあるのか。

(事務局) 年に何回かは受注している。

(委員長) 抽出担当委員が事案の抽出理由を説明したときに、案件ごとに問題、疑問に思うところの発言があったが、それについては全てカバーできたということによいか。

(委員) はい。

<審議結果>

～抽出事案④了承～

(委員長) 最後に意見を申し上げる。
調達には、性能調達と仕様調達がある。発注者側から見ると、性能発注、仕様発注という表現をする。

性能発注又は性能調達は、例えば自動車を買うときなど、あらかじめ性能が分かっている、こういう性能だから買うというのが性能発注だが、道路工事や建築工事は契約をしてから物を作るので、そういう発注はできない。これを仕様調達、仕様発注と呼ぶ。

例えば道路の舗装なら、材料、厚さ、強度、それらの仕様を決めて、設計をして、その仕様のとおりに工事を済ませ、引き渡す。だから、裏付けになる設計などは、あらかじめ発注者の方で契約書を作るときに全部仕様を決めるものである。

ところが、今日の事案の地下連続壁や安定処理が該当するが、仕様発注で済まないものがある。設計どおりに施工したけども、それがそのとおりの強度になっているか確かめる必要がある。これは、基礎工事や地盤改良は必ずついて回るもので、そういう場合は、今回の工事でもあるように土質調査をし、目的の又は目標の性能に達していることを確認しなければならない。確認しても達していなければ、もう少し仕事を足して性能に到達しなくてはならない。

土木工事はそういうことが付きものなので、ご留意いただきたいと思う。

(委員長) 議題の「(3) その他」について、何かあるか。

(委員) 入札契約関連規則・要綱集を見たところ、この委員会の設置要綱が令和3年4月に改正されている。これは委員会に諮っていたか。

関連する規定が変更になった場合は、それを報告していただきたい。

(事務局)

入札適正化委員会設置要綱の令和3年4月の改正内容は、委員会の庶務を規定する第12条を、令和3年度の組織機構改革により、それまで総務部契約検査課だったものを経営管理部契約検査課に変わったことに伴い改正したものである。

今後はそういった点もこの席上でお知らせする。

(委員)

承知した。内容的な変更だけで結構である。

(委員)

2点ほど意見がある。

1点目は、資料1に関して、工事種別ごとに金額順に掲載しているが、開札日順に並べ替えることは可能か。

他の自治体でも同様の委員会に関わっており、やはり時期によって、手持ち工事が増えて応札できないということで、不調が時期的に割とはっきりとしている。開札日が同じで取り扱えが有りの場合など、いろいろなことが分かるので、そういった意味では、時系列で並べた方が、判断しやすい印象である。

金額に着目して事案を抽出するので、今の並びを否定はしないが、開札日順に並べることで、金額が問題なのか、技術者の配置が困難なのか、そういったことが見えてくると思うので、検討いただきたい。

もう一点は、委員会の事務局を契約検査課が対応しているが、これも他の自治体では担当課が同席するケースがある。質問内容によっては、工事内容に関わる部分もあり、実際に今日そういう場面もあったが、担当課でなければ答えられないという場面も出てくる。

特に抽出理由が内容に関することであれば、念のため担当課が同席することも検討いただきたい。

～終了～